

令和 8 年度

工事名：北部会館駐車場改修工事

位置：名護市宇茂佐の森地内

工期：契約締結日の翌日から令和9年1月15日（金）まで

特記仕様書

第 1 条 (共通仕様書の適用)

本工事の施工にあたっては、沖縄県土木建築部制定の「共通仕様書」及び「土木工事施工管理基準」(最新版)に基づき実施しなければならない。

第 2 条 (工事共通仕様書に対する特記及び追加事項)

工事共通仕様書に対する特記及び追加事項は下記の通りとする。

第 3 条 (コリンズ (CORINS) への登録)

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）となる工事について、コリンズ (CORINS) への登録を行わなければならない。

2 登録に当たっては、「登録のための確認のお願い」を監督員に提出し、その確認を受けた上で、受注登録は契約締結後、変更登録は登録内容の変更があった日から、竣工登録は工事完成後、それぞれ土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に行うものとする。訂正登録は、必要が生じたときに速やかに行うものとする。

3 受注者は、登録完了後、「登録内容確認書」を監督員に提出するものとする。ただし、コリンズから監督員へ直接送信された場合は、重ねて提出することを要しない。

4 変更時と工事完成時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更登録を省略することができる。

5 工事完成後に登録内容を訂正又は削除する場合も、事前に監督員の確認を受けるものとする。

章	節	条	見出し	項	特記及び追加事項
		4	公共事業施行通知書について	1	「公共事業施行通知書」を事業開始前（緊急に工事に着手する必要がある場合には事業開始後速やかに）主たる事業実施地域を管轄する公共職業安定所に 3 部提出確認された記載事項を守る様、努めるものとする。
		5	県産品資材の優先使用について	1	本工事に使用する資材等は、産出生産又は製造される資材等で品質・規格・価格等が適正である場合はこれを優先して使用するものとする。
		6	業務用自動車の利用について	1	本工事の実施に当たって、土砂等の運搬が運送契約によって行われる場合は正規の運送免許を受けた者の車両に限って使用する様、努める。
				2	本工事の実施に当り、ダンプトラック等による工事用資材等の運搬を必要とする場合は、トラック協会加入者を優先的に使用するとともに積載超過のない様にしなければならない。
		7	一般事項	1	本工事は、本特記仕様書及び設計図書に基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は土木建築部制定の「共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」、及びその他参考図書に準じて施工しなければならない。
				2	施工は本特記仕様書、設計図書を優先し、共通仕様書・土木工事施工管理基準並びに参考図書の順とする。
				3	受注者は工事の施工に際して、着手及び施工中に設計図書に不明な点もしくは疑義が生じた場合は速やかに監督員の指示説明を受けなければならない。
		8	削除		

章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 事 項
		9	主任技術者又は監理技術者の設置について	1	本工事の請負代金額が4,500万円以上の場合は、主任技術者又は監理技術者を原則として専任で置かなければならない。専任の特例は、関係法令による。 配置技術者は、次の資格及び関係法令に定める要件を満たす者とする。 イ、建設業法（昭和24年法律100号）による技術検定（以下「技術検定」という）のうち検定種目を、一級又は二級の土木施工管理技士とするものに合格した者。 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を建設部門とするものに合格した者。
				2	— 下請契約の請負代金額の合計が5,000万円以上となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置くものとする。専任の取扱いは第1項による。—
				3	— 上記の監理技術者は、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けた者（直接的、かつ恒常的な雇用関係にある者）とする。— — 監理技術者講習の受講等については、関係法令によるものとする。—
				4	— 上記の監理技術者は資格者証を常に携帯し、発注者から請求があった時はこれを提示しなければならない。—
				5	— 監理技術者の氏名、資格名、登録者証交付番号を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。—
		10	着手届けの提出	1	受注者は、本工事契約日から1週間以内に工事着手届け、代理人及び主任技術者届け、計画工程表等を提出すること。 様式については県様式を活用すること。
		11	施工計画書、資材計画書、再生資源活用計画書等について	1	本工事の契約日から2週間以内に提出するものとする。
				2	受注者は、予め再生資源利用計画書を監督員に提出し、又その実績について提出しなければならない。
				3	本工事は、再生資源活用に積極的に取り組むものとし、再生資源の利用及び再生資源化施設の活用を図るものとする。やむを得ない事情により困難な場合は監督員と協議し指示に従うものとする。
				4	本工事の施工に際し、資材の品質等について事前に承諾を得るものとする。
				5	本工事の施工に際し、資材の見本、資料の提出、試験及び検査の方法、内容等については、監督員の指示に従うものとする。
		12	工事現場管理について	1	本工事施工の為に支障となる道路附属物並びに占用物件等がある場合には、その処置については予め監督員と協議するものとする。
				2	工事に際し、予測される地下埋設物件の管理者と現地立会のもとで当該物件の調査、確認及び保安対策等を協議し、事故防止に努めなければならない。又保安対策の（立会打合せ調書等）報告書を監督員に提出するものとする。
				3	地下埋設物件に損傷を与えた場合は、直ちにその物件の管理者に報告するものとし、必要な処置を施し請負者の負担により補修しなければならない。
		13	工事進捗状況について	1	本工事の進捗状況が把握出来るように、実施工程表・工事月報・工事出来高表・工事写真・工事日誌等その他監督員が指示するものを当1月分を翌月5日までに監督員に提出するものとする。

	14	工事看板の設置について	1	受注者は、工事名、工期、事業主体名、工事請負者及び工事責任者氏名等を記載した工事看板を、北部会館駐車場の監督員が指示する位置に設置すること。
	15	使用する参考図書等	1	本工事に使用する参考図書及び基準書は使用前に監督員と協議し、承諾を得るものとする。（なお、最新版とする）
	16	数量の算出	1	出来形測量に基づいて、実施数量を提出するものとする。
	17	工事測量	1	受注者は、工事着手前に施工に必要な測量を実施し、基準点、敷地境界、既設舗装及び排水施設の位置・高さ並びに計画舗装高・勾配等を確認するものとする。設計図書と現地の状況に相違がある場合は、施工前に監督員へ報告し、その指示を受けなければならない。
	18	提出書類	1	提出書類は、工事請負契約に係る提出書類の書式等に基づいて、監督員に提出しなければならない。（県様式の最新版を活用すること）
	19	工事現場発生品・残土処理	1	工事施工によって生じた現場発生品については、用途及び処理については監督員と協議によるものとする。
			2	残土処理場は、監督員と協議の上定めるものとする。
	20	工事資材・機械管理について	1	工事用資材の保管及び仮置きが必要であれば、その保管場所が安全に保管管理できる場所でなければならない。
			2	工事用建設機械の使用にあたっては、充分安全管理ができるようにし保管についても上記条項と同じとする。
	21	工事使用資材について	1	工事用資材は使用に先立ち、使用資材承認願をもって承認を受けるものとする。
	22	現場安全教育について	1	本工事施工に際し、現場に即した安全教育等について、工事着手前後に速やかに実施するものとする。
	23	赤土等流出防止対策について	1	受注者は、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出又は通知の要否にかかわらず、本工事に伴う赤土等及び濁水が場外又は排水施設へ流出しないよう、必要な対策を講じるものとする。
			2	対策に当たっては、沖縄県土木建築部編著の「赤土等流出防止対策技術指針（案）」を参考とし、工事に起因すると想定される土砂流出が認められた場合は、工事を中止し、監督員と協議するものとする。
	24	電子納品	1	受注者は、各段階の最終成果を電子納品要領及び関連基準に示されたファイルフォーマットに基づいて作成された電子データで納品しなければならない。

章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 事 項
		25	工事概要について	1	本工事は北部会館駐車場における既設舗装等の撤去、切土、アスファルト舗装、区画線、パーキングブロック、地先境界ブロック及び散水栓の復旧を行うものである。
		26	舗装及び付帯工について	1	表層は再生密粒度アスファルト混合物（13mm）、仕上がり厚5cm、面積1,226.7㎡とする。施工前に材料規格を確認し、承諾を受ける。
				2	B型舗装の下層路盤は再生クラッシャーラン（RC-40）、厚15cm、534.7㎡とし、A型舗装の不陸整正は692㎡とする。
				3	区画線は溶融式、塗布厚1.5mmとする。実線15cmは535m、破線15cmは61m、ゼブラ30cmは10.4mを基本とする。
				4	パーキングブロックは既設120個を流用し、新材32個を設置する。 地先境界ブロックは既設材59.5mを流用する。
				5	散水栓2箇所を復旧する。配管、継手、铸铁製ボックス等は図面による。 埋戻し前に接続及び漏水の有無を確認する。
		27	工程及び施設利用について	1	会館利用者と車両の安全を確保し、区画ごとの施工順序、使用停止範囲及び代替動線を着手前に監督員と協議し、会館利用者へ事前に周知する。
				2	資材の搬入出及び発生材の運搬に当たっては、利用者の動線を妨げず、誘導員の配置等により安全を確保する。
		28	施工時の確認について	1	現況高及び排水系統図を確認し、会館出入口と既設排水施設に支障が生じず、舗装面に滞水が生じないよう施工する。
				2	既設品を再利用する場合は、撤去時に状態を確認し、再設置まで適切に保管する。
				3	設計書、数量計算書、図面及び現地状況に相違がある場合は、施工前に監督員へ報告し、協議する。